

# 内管漏えい検査 委託の手引き

庄内町

令和3年1月

## 目 次

I. はじめに	・・・・・・・・・・	P. 1
II. 委託要件の基本事項		
1. 前提	・・・・・・・・・・	P. 1
2. 基本要件	・・・・・・・・・・	P. 1
(1) 認定要件		
(2) 欠格要件		
(3) 保安水準の確保		
(4) 自主保安業務の実施		
(5) 委託の取り消し等		
3. 定期漏えい検査の要件	・・・・・・・・・・	P. 2
(1) 対象範囲		
(2) 必要資格		
(3) 業務実績		
(4) 関与・統制、信頼性		
(5) 効率的な運用		
4. その他	・・・・・・・・・・	P. 3
(1) 特殊なガス設備が設置されている建物等の内管漏えい検査		
(2) 受託するための手順・手続き		

## I. はじめに

本手引きは、庄内町（以下「本町」という。）が都市ガス事業における定期漏えい検査の保安水準及び業務の継続性を確保するための委託要件を示したものです。

委託要件に必要な業務の内容及びその他必要となる事項を定め、安全で円滑に業務を行い保安の確保や継続的な業務を行うことができる事業者の選定に資することを目的とします。

## II. 委託要件の基本的事項

### 1. 前提

- ① 本町は、内管漏えい検査で外部委託している範囲について、保安水準の確保等をするため委託要件を定める。
- ② 委託先はその要件を遵守する。
- ③ 内管漏えい検査とは、法定業務である「定期漏えい検査」のことをいう。
- ④ 「手引き」作成にあたり保安水準を確保するため、本町の自主的な保安の取り組みについて必要な要件を記載しており、この定めた要件を委託先は実施すること。
- ⑤ 「定期漏えい検査」は、法定業務として厳格性が要求されることから、委託先は適切な業務遂行により保安水準を確保し、法定周期を遵守するために継続的な体制を確保すること。

### 2. 基本要件

#### (1) 認定要件

- ① 取引上生じる債権の保全に十分な担保能力を有すること。
- ② 継続的に委託業務を実施するに足る事業基盤を有すること。
- ③ 「内管検査員」資格を有する要員を一定数（2名以上）確保しており、業務に従事させること。

#### (2) 欠格要件

- ① 破産手続き開始の決定を受け復権を得ない者。
- ② 委託の認定を取り消されてから2年を経過していない者。
- ③ 反社会勢力、もしくは反社会的勢力と非難されるべき関係がある者。
- ④ その他本町が別途定める要件に該当する者。

#### (3) 保安水準の確保

- ① 本町は、委託先が保安水準を確保するための体制を継続的に確保できることを確認する。
- ② 本町は、内管漏えい検査の結果を確認し、不備等があれば委託先へ指導を行う。
- ③ 委託先は、保安水準を確保するための体制表を提出すること。変更が必要な場合

は速やかにその内容を報告すること。

- ④ 委託先は、本町が定めた自主保安業務を実施すること。
- ⑤ 委託先は、本町が定めた保安に関する教育及び訓練に参加協力すること。
- ⑥ 委託先は、本町が実施する内管漏えい検査の結果確認の際、指摘・改善事項に対して、真摯に対応するよう努めること。
- ⑦ 委託先の代表者は、その受託する業務について、検査員へ保安に関する指示を行う、本町が実施する保安教育等へ業務従事者を参加させるなど、保安意識をもって管理を行うこと。
- ⑧ 委託先の代表者は、本町が実施する内管漏えい検査結果のフィードバックを受けた場合、その検査結果に基づき検査員に指導等を行うこと。

#### (4) 自主保安業務の実施

- ① 委託先は保安水準の確保の観点から内管漏えい検査と併せて以下の業務を実施すること。
  - ア 露出部の外観検査（露出管、メーターガス栓、ガスメーター、ガス栓、業務用施設の厨房内の水の影響を受けるおそれのある配管）
  - イ ガス漏れ警報器設置有無の確認
  - ウ お客様に対する点検結果の説明

#### (5) 委託の取り消し等

- ① 本町は、委託先の業務遂行体制・能力等が保安水準の確保に適応しないと判断した場合や委託先に不正または不信な行為が認められた場合は委託先に対してその理由を明示して委託業務の範囲を制限・停止できるものとする。
- ② 本町は、委託先が契約期間中に体制を確保できず、継続的に受託できなくなった場合、当該委託先に代わる担い手が見つかるまでの労務・費用等を当該委託先に求めることができる。
- ③ 検査員の資格保有者に不正または不信な行為が認められた場合は、本町は、委託先の代表者を通じて検査員に対しその理由を明示し、資格停止または取り消しできるものとする。

### 3. 定期漏えい検査の要件

#### (1) 対象範囲

- ① 対象となる業務は以下のとおりである。
  - ア 灯外内管の外観検査及び漏えい検査
  - イ 灯内内管の外観検査及び漏えい検査
  - ウ その他委託業務に関する指示事項

#### (2) 必要資格

- ① 定期漏えい検査に従事する検査員は、「一般社団法人日本ガス協会 内管検査」

資格を有していること。

(3) 業務実績

- ① 委託先は、定期漏えい検査の実績（ともにLPG除く）が適正な期間（概ね4年間）以上あること。
- ② 検査員は、定期漏えい検査の実績（ともにLPG除く）が、3か月以上または、内管検査員の資格を有する者に1か月以上同行して業務の現場教育を受けていること。

(4) 関与・統制、信頼性

- ① 委託先は、以下のどちらかの要件を満たしていること。
  - ア 委託先は、本町と都市ガス事業において長期的な取引があること。
  - イ 委託先は、本町と関与・統制、信頼性を確保するための契約を締結し、法定周期を遵守すること。

(5) 継続的な体制確保

- ① 本町は、検査数予測に基づき委託先が最適な要員数を確保できているか定期的に確認すること。
- ② 委託先は、業務体制、検査員の要員計画を定期的に報告すること。

(6) 効率的な運用

- ① 本町は、面的などによる確実かつ効率的な周期管理、検査巡回を行う。
- ② 委託先は、本町が運用している面的などによる確実かつ効率的な運用を遵守すること。
- ③ 委託先は、お客さまの開閉栓状況に関わらず、委託契約期間中は本町が定めた方法により法定周期を管理すること。
- ④ 委託先は、本町の要領等で指定する様式や貸与する計測器等で検査業務を管理すること。

4. その他

(1) 特殊なガス設備が設置されている建物等の内管漏えい検査

- ① 委託先は、特殊地下室等の場合、委託先が、定期漏えい検査時に地下区分設定の確認ができること。
- ② 委託先は、内管図面等により配管系統を確認し、検査範囲を適切に把握できること。

(2) 受託するための手順・手続き

- ① 受託相談
  - ア 本町は、受託希望者から相談窓口を確認・相談があった場合は、委託先選定期や委託要件、受託申請手続きに関して説明する。
- ② 受託申請手続き

ア 受託希望者は、受託参加申請書（様式1）に必要事項を記載し、本町が指定する窓口へ提出する。

③ 申請確認書類

ア 本町は、受託希望者から提出された受託申請書の内容を確認し、委託要件を満たしているか確認する。

【申請・相談窓口】

庄内町企業課 工務管理係

TEL：0234-42-0187（直通）

FAX：0234-43-2141

MAIL：kigyo@town.shonai.yamagata.jp

④ 委託先選定

ア 本町は、保安水準の確保および法定周期遵守の観点から、受託希望者に対する審査基準を設け、その基準に基づいて審査を行い、委託先を選定する。

[定量的基準]

認定要件、必要資格、業務実績（代替となる講習の受講）、継続的な体制の確保など。

[定性的基準]

保安水準の確保（企業、代表者の保安意識など）、関与・統制、信頼性など。

受託参加申請書

年 月 日

庄内町ガス事業管理者の権限執行者 宛

申請者 氏名又は名称  
住 所  
代表者氏名

項 目	内 容
① 氏 名 又 は 名 称	
② 代 表 者 氏 名	
③ 設 立 年 月 日	
本 社 所 在 地	
電 話 番 号	
④ F A X 番 号	
担 当 部 署	
担 当 者 氏 名	
⑤ 資 本 金	
⑥ 総従業員数（内社員数）	
⑦ 総 事 業 所 数	
⑧ 業 務 内 容	
⑨ 必要な資格保有者数 （内社員数）	「一般社団法人日本ガス協会 内管検査員」 名（ 名）
⑩ 受託に必要な業務実績 ・事業所の業務実績 ・検査員の業務実績	
⑪ 本町との業務実績	
⑫ 体制の確保について （常備の要員確保等）	
⑬ 欠 格 要 件 ※右記に該当する場合、 受託することはできません。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・破産手続き開始を受け復権を得ない者。</li> <li>・委託の認定を取り消されてから2年を経過していない者。</li> <li>・反社会勢力、もしくは反社会的勢力と非難されるべき関係がある者。</li> </ul> <p style="text-align: center;"><u>上記のいずれにも該当しない。</u>（該当しない場合は○で囲む）</p>
備 考	